



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名: 株式会社 アミューズ
代表者名: 代表取締役社長 畠中 達郎
(コード:4301、東証第一部)
問合せ先: 執行役員 宮腰 俊男
(03-5457-3302)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日（平成 29 年 5 月 12 日）開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 25 日開催予定の第 39 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社グループの今後の事業多様化等への対応の為、事業目的の追加を行います。
- (2) 新執行役員制度導入に対応した変更を行います。
- (3) 内容の簡素化、運用上の柔軟性の確保のための条文の削除、変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 (省略) (新設) <u>1 5.</u> 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第 2 条 (現行通り) <u>1 5.</u> <u>食品、酒類、塩類、医薬品、医薬部外品、</u> <u>化粧品の輸出入並びに販売</u> <u>1 6.</u> <u>倉庫業務</u> <u>1 7.</u> <u>宅配便の取次業務</u> <u>1 8.</u> <u>貨物自動車運送事業（一般貨物自動車運送事業）</u> <u>1 9.</u> <u>貨物運送取扱事業（第一種貨物利用運送事業）</u> <u>2 0.</u> 前各号に付帯する一切の業務
(招 集) 第 1 4 条 当会社の定時株主総会は、 <u>毎年 6 月</u> に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。	(招 集) 第 1 4 条 当会社の定時株主総会は、 <u>毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内</u> に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。
(招集権者および議長) 第 1 5 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議にもとづき取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第 1 5 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>前項の取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条～第18条 (省略)	第16条～第18条 (現行通り)
(議事録) 第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果、 その他法令に定める事項については、これを議事録に 記載または記録する。	(削除)
(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は <u>13名以内</u> とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は <u>3名以上</u> とする。
第21条～第22条 (省略)	第20条～第21条 (現行通り)
(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定す る。 ② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長お よび取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締 役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役) 第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定す る。 (削除)
第24条 (省略)	第23条 (現行通り)
(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取 締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあ らかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を 招集し、議長となる。	(削除)
(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した 場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全 員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を し、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認 決議があったものとみなす。	(取締役会の決議方法) 第24条 (削除) 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場 合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書 面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が 異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったもの とみなす。
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果、そ の他法令に定める事項については、これを議事録に記載 または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記 名押印または電子署名する。	(削除)
第28条 (省略)	第25条 (現行通り)
(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会 社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
第30条 (省略)	第26条 (現行通り)
(監査役 of 員数) 第31条 当社の監査役は、 <u>4名以内</u> とする。	(監査役 of 員数) 第27条 当社の監査役は、 <u>3名以上</u> とする。
第32条～第33条 (省略)	第28条～第29条 (現行通り)
(常勤監査役) 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定す る。	(削除)
第35条 (省略)	第30条 (現行通り)

(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。	(削除)
(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(削除)
第38条～43条 (省略)	第31条～36条 (現行通り)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月25日(予定)

定款変更の効力発生日 平成29年6月25日(予定)

以 上